

衆参両院で憲法第96条改憲先行論が議論されていた。新聞紙上でもこの改憲先行論の論評が毎日見取れるほどであった。そこで、久しぶりに司法試験受験時代に読み込んだ憲法の基本書を取り出して考えてみた。

憲法第96条には、「この憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。」と規定されている。これが憲法改正手続規定の内容である。ところで、憲法改正の要件が厳しすぎて硬直化しているとし、憲法第96条は憲法改正「手続」規定に過ぎないのであるから改正してもいいのではないかとという声が聞かれる。その背後には敗戦によって連合国、実質的にはアメリカ合衆国に押しつけられた憲法であるとの思いもある。しかし、「手続」規定なのだから、後で具体的な憲法改正の内容が提案されてくればその都度国民が考えていけばいいのではないかとこの考え方は、いわば、問題先送りの思想、無責任な思想でしかないと思われている。私は、法理論的には、憲法第96条は、憲法制定権

力を持つ主権者・国民が敗戦によって成立した日本国憲法を持続せしめるために設けられた、憲法改正権を拘束する行為準則であって、憲法改正手続の実質を変更することは憲法の自殺行為に等しく認められないとの伊藤正己教授の見解に賛同している。この点、自民党の船田元筆頭幹事が個人的な意見として、憲法第96条改正手続規定とともに環境権などの人権規定をセツトにして国民に提案すべきではないかとの意見を述べているようであるが、いずれにしても、まやかしてしかないと考えている。

私は日本人であることを誇りに思っている。しかし、昨今の我が国はポピュリズム真つ盛りである。「コンクリートから人へ」とか「高速道路無料化」などの旗印が掲げられると自民党のお粗末さもあって民主党が大勝利、今度は民主党のお粗末さが目立つと自民党が大勝利してしまう。そして、いまやアベノミクスの恩恵が自分たちの生活に降り注いでくるのでないかとイメージで考えている国民も少なくない。情緒や感情によって態度を決める大衆を重視し、その支持を求める政治

手法が花盛りなのである。政権を担ったこともない政党を長い時間をかけて育て上げるといふ気概もなく、マスコミと一緒に抽象的に批判し続ける傾向が強い日本国民は、右から左、左から右へと大きく舵を切り続けている。そのような日本国民に対し、憲法改正の自身を考える前に手続規定を先行して改正しようとする動きは危険極まりない。

太平洋戦争は一部の軍国主義者が押し進めたものではなく、マスコミの賛同を得て、多くの国民が拍手喝采する中で進められたことは否定できない。その際、戦争に反対するなどの多様な意見を論評する者たちに「非国民」というレッテルを貼り、また、危険思想を理由として理不尽に逮捕勾留させてきた歴史を我々は経験している。そして、そのころの日本人と平成の時代に生きる私たちとの間には何も変わりはない。

思想的に物事を考え、具体的な思考や議論を避け、感覚で物事を捉えがちな氣質、放映する順番までほぼ一緒のテレビ報道を鵜呑みにする氣質、深い思索もなく多数派に属することを潔しとする氣質など、枚挙にいとまがない。イメージ先行で意思決定する傾向が強い日本人にとって、改正すべき憲法規定の内容についてはほとんど議論もせず、まずは憲法改正手続規定自体を先行して改正しようという動きが将来の私たちにとってどれほど危険であるか胸に手を当てるべきではないだろうか。

私はふと思うことがある。日本国憲法を立案していたアメリカ人たちは将来に亘って変わることもない日本人の氣質を十分踏まえて憲法第96条を設けたのではなからうかと。だからこそ、将来の日本人のために「各議員の総議員の3分の2以上の賛成」という重たいタガをはめたのではないかと今になって思う。

さて、最近の新聞報道によれば、自民党は憲法第96条改憲先行論を夏の参院選公約に盛り込まない方針を固めたようである。しかし、参議院選挙後、自民党はこの先行論を必ず表に出して行く。衆参両議院の多数派が自民党で占められた時、私たちはいままでどおりイメージで捉えて「長い物には巻かれる」的なサイレントマジョリティーになっ

てしまうのだろうか。